

第4【提出会社の状況】

1. 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年3月31日現在)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月26日現在)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	3,115,061,100	3,115,061,100	東京、大阪、名古屋 (以上市場第一部)	—
計	3,115,061,100	3,115,061,100	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年1月31日 (注1)	107,000	2,974,550	2,996	218,163	2,996	140,638
平成15年6月25日 (注2)	—	2,974,550	—	218,163	△72,727	67,911
平成15年12月1日 (注3)	1,520	2,976,070	—	218,163	—	67,911
平成17年4月1日～ 平成17年11月21日 (注4)	138,991	3,115,061	15,150	233,313	15,150	83,061
平成18年5月2日 (注5)	—	3,115,061	—	233,313	111	83,172

(注) 1. 新日本製鐵(株)及び住友金属工業(株)への第三者割当増資に伴うものであります。(発行価格56円、資本組入額28円)

2. 定時株主総会決議に基づく、欠損填補によるものであります。

3. 神鋼アルミ缶材(株)(旧商号:神鋼アルコアアルミ(株))との合併(合併比率1:405.4488)に伴うものであります。

4. 転換社債型新株予約権付社債の転換行使に伴うものであります。

5. 株式交換による神鋼造機(株)の完全子会社化に伴うものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	149	119	1,425	440	46	169,429	171,609	—
所有株式数 (単元)	2	1,162,433	60,737	528,611	532,892	174	811,628	3,096,477	18,584,100
所有株式数の 割合（%）	0.00	37.54	1.96	17.07	17.21	0.01	26.21	100	—

- (注) 1. 自己株式63,891,976株は、「個人その他」に63,891単元、「単元未満株式の状況」に976株含まれております。なお、自己株式数63,891,976株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は63,890,976株であります。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ199単元及び399株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口	東京都中央区晴海1-8-11	158,700	5.09
日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口	東京都港区浜松町2-11-3	150,008	4.82
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1-6-6	125,311	4.02
(株)みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	70,369	2.26
新日本製鐵(株)	東京都千代田区大手町2-6-3	63,975	2.05
住友金属工業(株)	大阪市中央区北浜4-5-33	63,975	2.05
三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内1-4-5	52,335	1.68
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	47,347	1.52
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口4	東京都中央区晴海1-8-11	42,561	1.37
双日(株)	東京都港区赤坂6-1-20	42,016	1.35
計	—	816,597	26.21

- (注) 1. 上記の所有株式数の他に、当社は自己株式を63,890千株所有しております(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は2.05%)。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口、日本マスタートラスト信託銀行(株)信託口、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)信託口4の所有株式は、信託業務に係るものであります。

3. バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行(株)他9名の連名により、平成19年1月12日付で大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが（報告義務発生日 平成18年12月31日）、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行(株)	4,355	0.14
バークレイズ・グローバル・インベスターズ(株)	60,566	1.94
バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	47,185	1.51
バークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ	22,243	0.71
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・ オーストラリア・リミテッド	2,279	0.07
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	24,489	0.79
バークレイズ・ライフ・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	333	0.01
バークレイズ・バンク・ピーエルシー	3,310	0.11
バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド	5,368	0.17
バークレイズ・グローバル・インベスターズ・カナダ・リミテッド	226	0.01
計	170,354	5.47

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 86,525,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,009,952,000	3,009,952	—
単元未満株式	普通株式 18,584,100	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	3,115,061,100	—	—
総株主の議決権	—	3,009,952	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が199,000株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数199個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
当社	神戸市中央区 脇浜町2-10-26	63,890,000	—	63,890,000	2.05
関西熱化学(株)	尼崎市大浜町2-23	10,433,000	—	10,433,000	0.33
浅井産業(株)	大阪市北区梅田 1-12-39	7,307,000	—	7,307,000	0.23
神鋼商事(株)	大阪市西区 土佐堀1-3-7	—	3,000,000	3,000,000	0.10
神鋼鋼線工業(株)	尼崎市中浜町10-1	—	1,000,000	1,000,000	0.03
三和鐵鋼(株)	愛知県海部郡 飛島村金岡7	415,000	—	415,000	0.01
(株)セラテクノ	明石市貴崎 5-11-70	298,000	—	298,000	0.01
土井産業(株)	名古屋市中村区 亀島2-17-23	100,000	—	100,000	0.00
オーアンドケース チール(株)	大阪市西淀川区 中島2-8-81	75,000	—	75,000	0.00
平成アルミ(株)	栃木県真岡市 鬼怒ヶ丘15	7,000	—	7,000	0.00
計	—	82,525,000	4,000,000	86,525,000	2.78

(注) 1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

2. 他人名義の株式は、以下の名義で退職給付信託に拠出されたものであります。

みずほ信託銀行(株)退職給付信託神鋼商事口再信託受託者資産管理サービス信託3,000,000株
(東京都中央区晴海1-8-12)

みずほ信託銀行(株)退職給付信託神鋼鋼線工業口再信託受託者資産管理サービス信託1,000,000株
(東京都中央区晴海1-8-12)

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2. 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、旧商法第221条第6項及び会社法第155条第7号による
普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成19年3月1日)での決議状況 (取得期間 平成19年3月2日～平成19年4月18日)	120,000,000	50,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	60,867,000	29,980,009,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	59,133,000	20,019,991,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	49.28	40.04
当期間における取得自己株式	43,052,000	20,019,600,000
提出日現在の未行使割合(%)	13.40	0.00

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

旧商法第221条第6項及び会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	722,866	281,498,787
当期間における取得自己株式	77,845	34,924,489

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行なった取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行なった取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行なった取得自己株式	464,676	68,869,630	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡し)	96,478	17,942,271	7,596	3,594,044
保有自己株式数	63,890,976	—	107,013,225	—

(注) 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求による売渡し)」及び「保有自己株式数」には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求により売渡した株式数は含めておりません。

3. 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績及び配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の15%から25%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項及び第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、継続的かつ安定的な実施を基本としつつ、当事業年度の利益水準、配当性向、将来の成長のために必要な投資資金、財務状況などを総合的に勘案し、1株につき4円といたしました。これにより、当事業年度の配当は、先にお支払いいたしました中間配当と合わせて、前事業年度に比べ1株につき1円増配の7円となります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成18年10月31日 取締役会	9,337	3
平成19年5月18日 取締役会	12,204	4

4. 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第150期	第151期	第152期	第153期	第154期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	81	166	201	459	521
最低(円)	42	68	132	172	307

(2) 【最近6箇月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	375	369	415	447	521	519
最低(円)	345	327	353	378	428	445

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5. 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)		水越 浩士	昭和13年9月1日生	昭和36年4月 入社 昭和59年1月 鉄鋼生産本部管理部長 平成元年6月 取締役 平成3年6月 常務取締役 平成5年6月 専務取締役 平成8年6月 取締役副社長 平成11年4月 取締役社長 平成16年4月 取締役会長(現) (主要な兼職) 平成18年6月 神戸商工会館(株) 代表取締役社長	(注) 3	255
取締役社長 (代表取締役)		犬伏 泰夫	昭和19年2月10日生	昭和42年4月 入社 平成7年4月 鉄鋼事業本部営業総括部長 平成8年6月 取締役 平成11年6月 取締役退任 平成11年6月 常務執行役員 平成12年6月 取締役 常務執行役員 平成13年6月 取締役退任 平成13年6月 専務執行役員 平成14年6月 取締役副社長 平成16年4月 取締役社長(現)	(注) 3	123
取締役副社長 (代表取締役)		佐藤 廣士	昭和20年9月25日生	昭和45年4月 入社 平成7年4月 技術開発本部開発企画部長 平成8年6月 取締役 平成11年6月 取締役退任 平成11年6月 常務執行役員 平成12年6月 取締役 常務執行役員 平成14年6月 取締役 専務執行役員 平成15年6月 専務取締役 平成16年4月 取締役副社長(現) (主要な兼職) 平成16年6月 (株)国際健康開発センタービル 代表取締役社長	(注) 3	145
取締役副社長 (代表取締役)	機械エンジニア リングカンパニ ープレジデント	小谷 重遠	昭和20年3月1日生	昭和46年4月 入社 平成9年4月 機械エンジニアリング事業本部 機械本部圧縮機センター長 平成10年6月 取締役 平成11年6月 取締役退任 平成11年6月 執行役員 平成12年6月 常務執行役員 平成15年6月 専務取締役 平成17年4月 取締役副社長(現)	(注) 3	103
取締役副社長 (代表取締役)		小山 敬治	昭和23年1月2日生	昭和46年4月 入社 平成13年6月 執行役員 平成15年6月 常務執行役員 平成17年4月 専務執行役員 平成18年6月 専務取締役 平成19年4月 取締役副社長(現)	(注) 3	71
取締役副社長 (代表取締役)	鉄鋼部門長	賀屋 知行	昭和23年3月5日生	昭和47年4月 入社 平成13年6月 執行役員 平成16年4月 常務執行役員 平成18年4月 専務執行役員 平成19年4月 副社長執行役員 平成19年6月 取締役副社長(現) (主要な兼職) 平成18年7月 コベルコ メタル パウダー オ ブ アメリカ, INC. 代表取締役会 長	(注) 3	62

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
専務取締役	アルミ・銅カンパニープレジデント	中山 裕之	昭和21年5月22日生	昭和44年4月 入社 平成11年4月 執行役員 平成14年6月 常務執行役員 平成16年4月 専務執行役員 平成16年6月 専務取締役(現)	(注)3	71
専務取締役		松谷 高志	昭和23年8月24日生	昭和46年4月 入社 平成11年11月 執行役員 平成14年6月 取締役 執行役員 平成15年6月 常務取締役 平成17年4月 専務取締役(現)	(注)3	98
専務取締役	溶接カンパニープレジデント	藍田 勲	昭和20年9月21日生	昭和44年4月 入社 平成12年6月 執行役員 平成15年6月 常務執行役員 平成16年6月 常務取締役 平成17年4月 専務取締役(現)	(注)3	76
取締役		中野 淳司	昭和14年1月1日生	昭和36年4月 中部電力(株)入社 平成3年6月 中部電力(株)取締役 平成7年6月 中部電力(株)常務取締役 平成13年6月 中部電力(株)取締役副社長 平成14年4月 中電ビル(株)取締役社長(兼任) 平成15年6月 中部電力(株)取締役副社長退任 平成15年6月 中電ビル(株)取締役社長(常勤) 平成18年6月 中電ビル(株)相談役 平成18年10月 中電不動産(株)相談役 平成19年6月 中電不動産(株)顧問(現) 平成19年6月 取締役(現)	(注)3	—
取締役		土居 征夫	昭和16年9月11日生	昭和40年4月 通商産業省入省 平成2年6月 通商産業省資源エネルギー庁石炭部長 平成4年6月 通商産業省中小企業庁次長 平成5年6月 通商産業省生活産業局長 平成6年7月 通商産業省退官 平成6年7月 商工組合中央金庫理事 平成10年6月 日本電気(株)取締役 平成12年6月 日本電気(株)執行役員常務 平成16年7月 (財)企業活力研究所理事長(現) 平成19年6月 取締役(現)	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	常勤	浅岡 徹	昭和20年5月30日生	昭和44年7月 入社 平年11年4月 執行役員 平成13年6月 取締役 常務執行役員 平成15年6月 常務取締役 平成16年4月 専務取締役 平成18年6月 監査役(現)	(注) 4	107
監査役	常勤	大越 年祝	昭和24年5月13日生	昭和47年4月 入社 平成15年6月 執行役員 平成16年6月 監査役(現)	(注) 5	45
監査役	非常勤	師田 卓	昭和11年8月16日生	昭和36年3月 帝人(株)入社 平成2年6月 帝人(株) 取締役 平成6年6月 帝人(株) 常務取締役 平成8年6月 帝人(株) 専務取締役 平成12年6月 帝人(株) 専務取締役退任 平成13年6月 監査役(現)	(注) 5	39
監査役	非常勤	金子 崇輔	昭和17年9月29日生	昭和41年4月 (株)第一銀行入行 平成6年6月 (株)第一勧業銀行 取締役 平成7年5月 (株)第一勧業銀行 常務取締役 平成9年5月 (株)第一勧業銀行 専務取締役 平成9年6月 (株)第一勧業銀行 副頭取 平成11年4月 (株)第一勧業銀行 副頭取退任 平成11年4月 第一勧業証券(株) 取締役社長 平成12年10月 みずほ証券(株) 取締役会長 平成14年12月 みずほ証券(株) 理事 平成15年6月 みずほ証券(株) 理事退任 平成15年6月 監査役(現)	(注) 6	25

(注) 1. 取締役中野淳司、土居征夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役師田卓、金子崇輔は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 平成18年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 平成16年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6. 平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(執行役員の状況)

当社は、カンパニー制度の下で執行役員制を導入しておりますが、平成19年6月26日現在の執行役員は24名で、以下のとおりであります。

○本社等（鉄鋼部門を除く）

氏名	役職名及び委嘱業務	略歴
吉田 達樹	常務執行役員 環境防災部、人事労政部、営業企画部、支社・支店（高砂製作所を含む）の担当	昭和46年4月 入社 平成15年6月 執行役員 平成17年4月 常務執行役員(現)
川田 豊	常務執行役員 技術開発本部長	昭和50年4月 入社 平成16年4月 執行役員 平成18年4月 常務執行役員(現)
藤原 寛明	常務執行役員 経営企画部、IT企画部、財務部、海外事務所（鉄鋼部門所管を除く）の担当、システムの担当	昭和50年4月 入社 平成16年4月 執行役員 平成18年4月 常務執行役員(現) (主要な兼職) コウベ スチール インターナショナル (アメリカ) INC. 代表取締役会長 コウベ スチール インターナショナル (USA) INC. 代表取締役会長 コベルコフィナンシャルセンター(株) 代表取締役社長
泉 博二	執行役員 秘書広報部の担当	昭和49年4月 入社 平成18年4月 執行役員(現)
沖田 誠治	執行役員 石炭エネルギープロジェクト部長、技術開発本部副本部長	平成15年8月 入社 平成18年4月 執行役員(現)
関 勇一	執行役員 技術開発本部開発企画部長	昭和53年4月 入社 平成18年4月 執行役員(現)

○鉄鋼部門

氏名	役職名及び委嘱業務	略歴
大西 功一	専務執行役員 鋼材生産全般の担当、加古川製鉄所長	昭和46年4月 入社 平成14年6月 執行役員 平成16年4月 常務執行役員 平成19年4月 専務執行役員(現)
村瀬 敬一	常務執行役員 業務部、ラグビー部支援室、鉄鋼部門資材部、建設技術部の担当	昭和46年4月 入社 平成15年6月 執行役員 平成17年4月 常務執行役員(現) (主要な兼職) 神鋼エア・ウォーター・ガス(株) 代表取締役
阿部 央道	常務執行役員 鑄鍛鋼事業部長、チタン本部、鉄粉本部の担当	昭和47年4月 入社 平成16年4月 執行役員 平成19年4月 常務執行役員(現)
小南 孝教	常務執行役員 神戸製鉄所長	昭和50年4月 入社 平成16年4月 執行役員 平成19年4月 常務執行役員(現)
山口 育廣	常務執行役員 鉄鋼総括部の担当	昭和50年4月 入社 平成16年4月 執行役員 平成19年4月 常務執行役員(現)

氏名	役職名及び委嘱業務	略歴
公文 康進	常務執行役員 線材条鋼、厚板営業の担当	昭和50年4月 入社 平成16年4月 執行役員 平成19年4月 常務執行役員(現)
吉田 裕信	執行役員 原料部の担当	昭和49年4月 入社 平成17年4月 執行役員(現)
木村 雅保	執行役員 鋼材商品技術の担当	昭和52年4月 入社 平成18年4月 執行役員(現)
川崎 博也	執行役員 鋼材生産技術の担当、技術総括部長	昭和55年4月 入社 平成19年4月 執行役員(現)
津村 拓良	執行役員 輸出、薄板営業の担当	昭和52年4月 入社 平成19年4月 執行役員(現) (主要な兼職) 江陰法爾勝杉田弹簧製線有限公司 代表董事長 神鋼線材加工(佛山)有限公司 代表董事長

○溶接カンパニー

氏名	役職名及び委嘱業務	略歴
粕谷 強	執行役員 バイスプレジデント、営業部長	昭和52年4月 入社 平成19年4月 執行役員(現) (主要な兼職) エヌアイウエル(株) 代表取締役社長 エヌアイ・コウベ・ウエルディング(株) 代表取締役社長

○アルミ・銅カンパニー

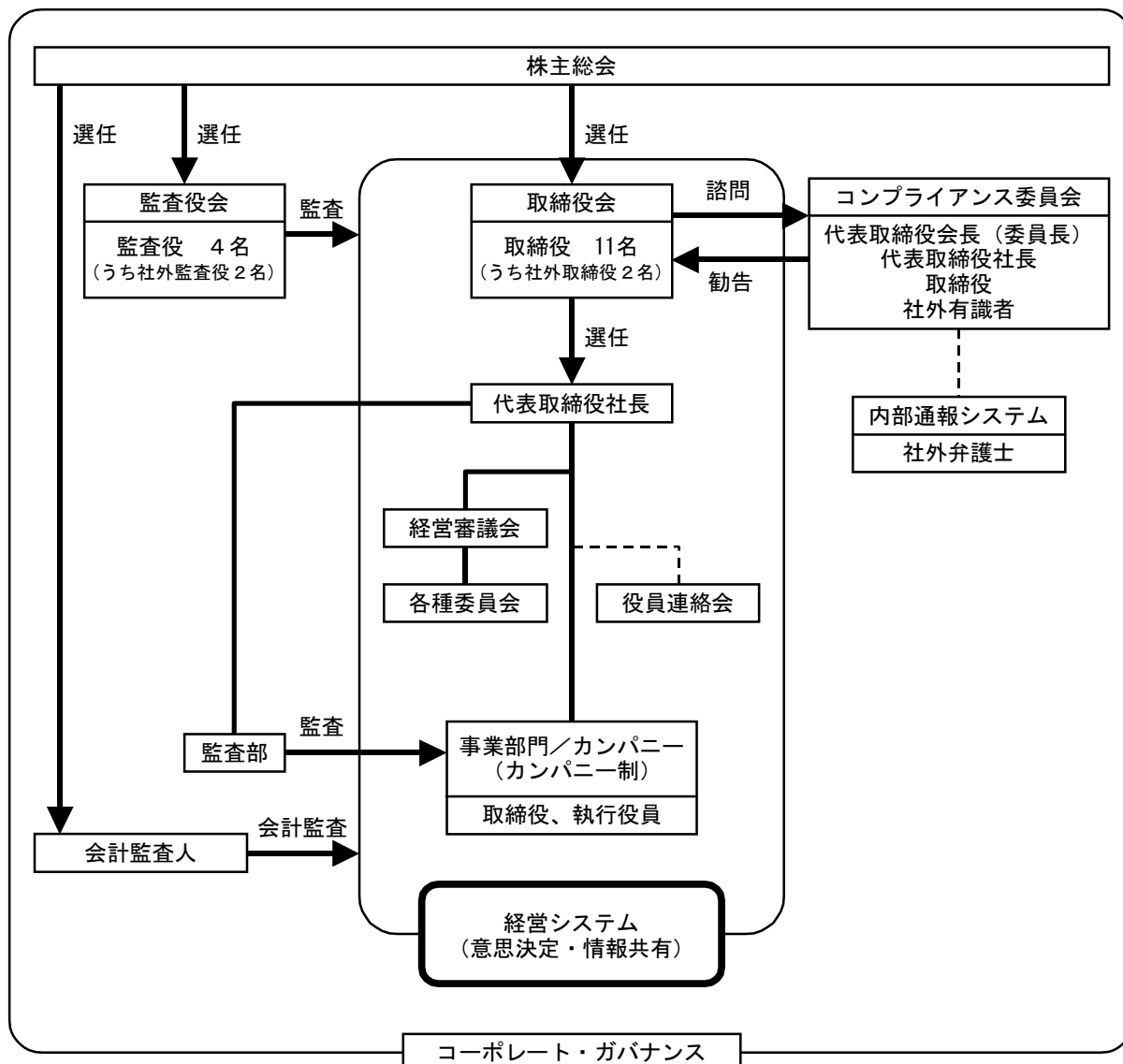
氏名	役職名及び委嘱業務	略歴
大城 英夫	専務執行役員 銅板事業、鋳鍛事業、技術開発の担当	昭和45年4月 入社 平成12年6月 執行役員 平成15年6月 常務執行役員 平成19年4月 専務執行役員(現) (主要な兼職) コウベ アルミニウム オートモーティブ プロダクツLLC 代表取締役社長 コウベ エレクトロニクス マテリアル (タイ) CO.,LTD 代表取締役会長 シンガポール コウベPTE. LTD. 代表取締役会長 蘇州神鋼電子材料有限公司 代表取締役会長
高橋 徹	常務執行役員 真岡製造所長	昭和50年4月 入社 平成15年6月 執行役員 平成18年4月 常務執行役員(現) (主要な兼職) 神鋼真岡総合サービス(株) 代表取締役社長
下村 良介	常務執行役員 アルミ板、銅板事業営業の担当	昭和48年4月 入社 平成15年6月 執行役員 平成18年4月 常務執行役員(現) (主要な兼職) コウベ プレシジョン テクノロジー SDN. BHD. 代表取締役会長
長井 生一	常務執行役員 押出事業、プレジデント特命事項の担当	昭和49年4月 入社 平成16年4月 執行役員 平成19年4月 常務執行役員(現)

○機械エンジニアリングカンパニー

氏名	役職名及び委嘱業務	略歴
重河 和夫	専務執行役員 バイスプレジデント、産業機械事業部長、開発センター長	昭和47年4月 入社 平成14年6月 執行役員 平成16年4月 常務執行役員 平成19年4月 専務執行役員(現) (主要な兼職) コベルコ スチュワート ボーリング, INC. 代表取締役会長
田中 順	常務執行役員 エンジニアリング事業部長	昭和48年4月 入社 平成16年4月 執行役員 平成18年4月 常務執行役員(現) (主要な兼職) 神戸熱供給(株) 代表取締役
毛利 修三	常務執行役員 圧縮機事業部長	昭和47年4月 入社 平成16年4月 執行役員 平成19年4月 常務執行役員(現) (主要な兼職) 神鋼圧縮機製造(上海)有限公司 代表董事長 コベルコ コンプレッサーズ (アメリカ) INC. 代表取締役会長 コベルコ イーディーティーアイ コンプレッサーズ INC. 代表取締役会長

6. 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、監査役制度を採用しております。また、事業ユニット毎の収益力強化や、経営資源の選択・集中による事業構造の変革を遂行するための経営システムとして、社内カンパニー制を敷いております。経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、次の図のとおりです。



(1) コンプライアンスについての取組み

当社は、法令や社会規範の遵守なくして企業の存立はあり得ないとの認識の下、コンプライアンス体制の構築を経営の最重要課題と位置付けております。平成12年6月に、法令等を遵守するための具体的な企業行動指針として『企業倫理綱領』を制定し、その後の事業環境の変化に応じて、改定を行っております。本綱領は、良き「企業市民」として法令その他の社会規範を遵守し、環境に配慮しながら、優れた製品・サービスの提供を通じて社会に貢献するため、会社及び役員、社員が守るべき規範・基準を記載しております。

また、平成15年6月、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、様々な取り組みを実施しております。具体的には、推進計画の立案と進捗状況の確認の他、「内部通報システム」に通報のあった事案に関する施策を取締役に上程するなど、コンプライアンス経営の実効を高めております。

更に、この取り組みを当社グループ全体にも広げるべく活動を展開しており、主なグループ会社においても『企業倫理綱領』を制定し、「コンプライアンス委員会」を設置しております。加えて、外部の弁護士を受付窓口とする「神鋼グループ内部通報システム」を構築するとともに、各社において役員を含めた全社員の意識への浸透を図るため、各種マニュアルの作成、教育などを実施しております。

(2) 業務執行、監査等の状況

当社は、経営の意思決定と日常業務の執行は密接不可分と認識しております。従って、株主総会にて株主から選任され、株主及び取引先等関係者に対し法的責任を負う取締役が業務執行の中核を担い、主要な事業部門の業務執行を統括しております。

一方、更なる経営の透明性・公平性の確保に資するという観点から、平成19年6月より社外取締役2名を招聘し、業務執行の監督機能の強化を図っております。これら新たに招聘する社外取締役と当社との間に、取引関係その他の利害関係はありません。平成19年6月以降の取締役会は、当社定款第19条で定員を「15名以内」と定めておりますが、経営トップ、本社部門の重要な役職を担う者、経営に重要な影響を与える事業部門の長、社内カンパニーの長及び社外取締役の計11名で構成されることとなります。なお、取締役に關しては、当社定款上、以下の特別の定めを置いております。

- ① 第20条第2項で、取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なうとの定めを置いております。
- ② 職務執行にあたり、期待される役割を十分発揮できるよう、第29条第1項及び第37条第1項で、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役・監査役（取締役・監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとの定めを置いております。
- ③ 取締役の任期を1年とするなどの要件を満たす会社において、定款の定めにより剰余金の配当等（自己株式の取得を含む。）の決定機関を取締役会とすることが認められていることから、当社定款第39条に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」との規定を置いております。これにより定時株主総会の決議を待たず柔軟かつ機動的に事業活動の成果である利益を株主に分配することが可能となっております。

これら取締役の指揮の下で執行役員が業務の執行を分担しております。なお、当社の執行役員は、法定の機関ではありませんが、取締役会で選任され、取締役社長から委嘱された業務を執行する重要な役職であると位置付けております。変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役及び執行役員の任期は1年としております。

事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「経営審議会」（月2回開催）を開催しております。また、社内取締役、執行役員及び技監並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」（四半期に1回開催）を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図っております。

この他、会社の経営全般に及ぼす影響度が高い事項を、社長または上位職位の諮問を受けて関係者が審議する場所として委員会を設けることがあります。

このように、経営の意思決定、業務執行の体制を構築する一方、当社は監査役制度を採用し、監査役の員数を社外監査役2名を含む4名とし、企業統治の実効性を高めることに努めております。なお、社外監査役と当社との間に、取引関係その他の利害関係はありません。

会計監査については、あずさ監査法人に所属する安川 文夫、日根野谷 正人、中島 久木の3名の公認会計士が監査業務を執行しております。また、会計監査業務に係る補助者は、同監査法人に所属する公認会計士8名及び会計士補等10名であります。

内部監査については、独立した監査組織として監査部を設置しております。特にコンプライアンス、環境、情報セキュリティ等の各監査については、それぞれの統括部門が監査部と共同或いは連携して監査を実施しております。

なお、監査役監査、会計監査及び内部監査の連携につきましては、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、監査体制、監査計画及び監査実施状況等について意見交換を行なうなど緊密な連携を保っております。また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会う他、監査の実施経過について適宜報告を受けております。加えて、監査役は、内部監査部門等から定期的に監査方針・計画を聴取するとともに、適宜コンプライアンスやリスク管理等の内部統制システムの実施状況とその監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

(3) 内部統制システムの整備の状況

当社は、平成18年5月19日の取締役会にて、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制に関する決議を行っております。決議の概要は次のとおりです。

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた『企業倫理綱領』をコンプライアンスの規範・基準とする。また、当社及び主要グループ会社において、取締役会の諮問機関として外部委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ法令遵守体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

『取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程』に従い、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行なう。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

『リスク管理規程』を策定することにより、業務の適正と効率性を確保する。『リスク管理規程』は、当社事業を取り巻くリスクについて、各部門が個別のリスク項目を抽出し、その抽出されたリスク項目に対して予防保全策及びリスク顕在時の対応手順を定める他、リスク管理のモニタリング体制のあり方について規定するものである。『リスク管理規程』に定める管理基準は、適宜その内容を見直すこととする。また、この体制については、内部監査部門により適切性及有効性の検証を実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

事業ユニット毎の収益力強化や、経営資源の選択・集中による事業構造の変革を遂行するための経営システムとして「社内カンパニー制」を敷き、主要な事業部門では取締役が業務執行を統括し、その指揮の下で取締役会が選任した執行役員が業務を執行する。

この他、事業戦略等経営に関する方向性や取締役会付議事項を審議する場として「経営審議会」を開催する他、取締役、執行役員及び技監並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る。

⑤会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『関係会社管理規程』に従い、関係会社の行なう重要な意思決定に際しては、当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などを義務づけるとともに、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求することで、グループ一体運営を図ることとする。ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保することが必要であることから、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び同使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助するため監査役事務局を置く。また、事務局の使用人については、取締役からの独立性を確保するために、その人事異動及び人事評価等を監査役と事前に協議する。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査役会または監査役に対して、法定事項に加え、定期的に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行なう。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況についても、都度報告を行なう。

⑧その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は監査の実効性を確保するため、監査役会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査役と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

(4) 役員報酬の内容

当社の取締役及び監査役に対する報酬の内容は以下のとおりであります。

(百万円)

区分	報酬		備考
	支給人員	支払額	
取締役	名 10	百万円 549	報酬支給人員には、当事業年度中に退任した取締役、監査役各1名を含めております。
監査役 (うち社外監査役)	6 (3)	102 (39)	
合計	16	652	

- (注) 1. 平成16年6月25日開催の第151回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額63百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まない）、監査役の報酬額は月額11百万円以内と決議いただいております。
2. 上表に記載した報酬等の他、平成16年6月25日開催の第151回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金の打ち切り支給として取締役1名に対して31百万円を支給しております。

(5) 監査報酬の内容

当社が必ず監査法人と締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬及びその他の報酬は、以下のとおりであります。

(百万円)

区分	支払額
監査証明に係る報酬	57
上記以外の報酬	11
合計	68

(6) 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社と社外監査役は会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、20百万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

また、社外取締役の選任が平成19年6月の定時株主総会で承認されたことを受け、当社とこれら社外取締役は会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項の定めに基づき、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、20百万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額に限定する旨の契約を締結しております。

(7) 株主総会の特別決議要件

株主総会の円滑な運営を行なうことを目的として、当社の定款第16条第2項の定めにより、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なうとの定めをしております。